

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第8回）

氏 名 住田 知也	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 カリフォルニア州 カリフォルニア大学ロサンゼルス校
提出書類 平成26年 5月8日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月29日～同年5月8日） カリフォルニア大学ロサンゼルス校においてLLM受講		
キーワード欄 ・ ロースクール講義受講 ・ 春学期 ・ 法的救済法 ・ 担保取引法 ・ 非訴訟的紛争解決（ADR） ・ 生活状況		

平成26年5月8日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

東京地方裁判所判事補 住田 知也

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第8回）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年3月29日から同年5月8日までの米国における在外研究について、別紙のとおり研究概要等を報告いたします。

敬具

(別紙)

1 概要

本研究期間中においては、主な活動として、UCLA法学修士(LL.M.)課程を受講した。受講科目は、法的救済法(Remedies)、担保取引法(Secured Transaction)及び論文科目(Individual Research)である。

2 各講義について

(1) 法的救済法 Remedies

担当。

本期間中も継続して差止等 Injunction の類型の救済についての講義を受講した。

英米法特有の論点の一つに、いつ金銭債務以外の契約の具体的履行 Specific Performance を請求できるかというものがある。英米法の契約法では、契約違反の救済は原則として金銭賠償に限定されており、それが不適當であることを示さなければ、契約の具体的履行(例えば、売買契約における引渡し)を求めることができないとされている。この点が大陸法系とは大きく異なるところであり、昨今の民法改正試案においても、こうした英米法的な制度との対比で、契約の履行請求権を明示的に認める規定を置こうという提案がされていたところである。

こうした Specific Performance は、沿革的には Equity 上の救済をされているため、裁判所は、この救済を認めることができると判断すると、陪審によるトライアルを経ることなく判決をすることができる。陪審が関与しない理由については、沿革的なものの他に、具体的な履行方法について判決を下すには、対象物や履行方法の特定等技術的な問題を解決しなければならず、それは陪審審理には不向きであるから、というものも指摘されている。もっとも、Injunction は、類型によっては、裁判所にとっても適切に起案することが非常に困難な内容を定めなければならない場合があり、それはこの局面においても同様である。例えば、教科書では、一定以上の騒音を出さないという工場と周辺住民の合意の履行方法が問題となった事例で、裁判所が工場の運営方法について具体的な制限(ある機械を使用するときは窓その他の開口部を閉めて操業せよ、操業時間は夕方〇時までとする等)命じた事例が紹介されている。ここでは、債務の内容=原告の権利と、救済の内容=被告に命じられた履行が完全には一致していない。おそらく、救済の方が範囲が大きく、つまり、救済が、厳密に権利の実現に必要な十分な範囲にとどまっていない。しかし、それをよしとするのが、Injunction の制度であるとのことである。

このように、Injunction の制度は興味深いものである反面、日本の契約法の常識からすると、ずいぶん異なった沿革と発想から始まっているということを改めて認識させられた。

ところで、Injunction の中には、一定の要件の下で、並行・重複する他国の司法手続や、仲裁手続等中止するよう求めるものがあり、近年その効果が問題になっているとのことである。そうした Injunction が他国の裁判所等を拘束するとは直ちにいけないにしても、当事者にとっては、従わないと法廷侮辱ということになるため、困難な局面に立たされるとのことである。

(2) 担保取引法 (Secured Transaction)

担当。

本期間中は、担保法制について、主に優先関係の分野を取り扱った。

米国では、担保の登録システムが、担保物の種類、管轄する役所等によって分かれているが、その数が膨大なものであるため、登録者にとっても、利害関係者にとっても、検索にかかるコストやリスクが無視できないものとなっている。例えば、特許に対する担保権については、統一商事法典の登録システムに登録すれば対抗要件を得られるのに、登録済みの著作権については連邦の著作権登録システムに登録しなければならず、しかし未登録の著作権は統一商事法典の登録システムが使用される等、類似の担保物件においても一貫性がない。優先関係についても、特定の担保物について、複数の登録システムが並立している場合があり、かついずれに登録しても対抗要件としては有効などという一見信じがたい事例があり、この場合、正しく両方のシステムを参照しないと、予期しない先順位担保権の存在を見過ごす可能性がある。実際、登録業務を請け負った弁護士も、多くは専門の業者に依頼して、過誤のリスクをとらないようにしているとのことであった。

日本のシステムと比較すると、担保制度への特定性や一貫性への要求の程度に大きな差があるように思われる。その結果、米国の担保システムは、企業の有するさまざまな財産をもとに金融を得やすくなっているが、他面で複雑で法的リスクが大きくなっており、これに対し日本のシステムは非常に安定的に運用されているが、不動産等特定の財産に金融が偏るという結果を招いていると評価されることになろう。

(3) 論文 (Individual Research)

担当。

引き続き、多数の被害者ないし請求権者が存在する事案における ADR について研究を進めている。教授の示唆や助言を受けつつ、大規模な災害や事

件後の似通った類型の紛争に対処するためのシステムについて、どのような要素がシステム設計に影響を与えるかをまとめている。大きく分けると、こうしたシステムは、基金を設立して中立の（とされる）機関が分配を行うものと、当事者間の仲立ちをするシステムに分かれる。米国では、司法制度の利用コストが非常に高いため、近年ではこうした制度、特に前者の類型のものが増えてきているようである。現在、一通りの起案を終え、教授のコメントに従って修正を行っている。

3 生活状況等その他

春学期の授業期間が終了し、現在最終の試験に向けて準備中である。いよいよ留学期間も大詰めを迎えている中で振り返ってみると、渡米当初は講義の概要を把握することに精一杯であったのが、訛りの強い英語やスラング等には時折苦しめられているものの、今学期は教授の講義内容はもちろん、クラスの討論の内容もほぼ理解できるようになっており、より充実した研究生生活を送ることができていると感じる。こうした貴重な機会をいただいたことに感謝の意を新たにしている。

以 上